

こちら消防 119

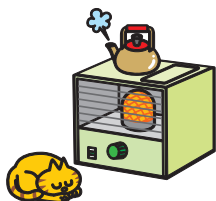
火災に気をつけて
楽しいお正月を
迎えましょう

● 12月23日(祝)～30日(火)

消防年末特別警戒を実施します

山陽小野田市消防本部、消防団では「市内の火災ゼロ」を目標に12月23日から30日までの8日間、火災予防の広報と警戒巡視活動を強化し、年末の火災警戒にあたります。

あわただしい年の暮れ、空気が乾燥し、ちょっとした不注意で大きな火災になります。暖房器具の消し忘れなど、火の取扱いには十分注意しましょう。



平成21年 消防出初式

温かいぜんざいをご用意しています。
ご家族連れでお越しください。

【と き】1月11日(日) 9:30～

【と ころ】市民館 駐車場
(雨天時は体育ホールで行います。)

【内 容】木遣・はしご乗り披露、腕用ポンプ、
鈴割り演技など



【問い合わせ先】消防本部 総務課(☎ 83-2037)

えがおのまち

「KY」と人権

「KYって何?」と聞くと、小学生でも「空気が読めない」「空気を読めよ!」とうれしそうに答えます。「空気」のK、「読めない」のYのイニシャルをつなげた言葉で、昨年の流行語にもなりました。

好ましい人間関係を築くためには、「空気を読むこと」が必要です。相手の心中やその場の雰囲気を感じ、適切な態度や言動を取ることができれば、多くの争いやトラブルは避けられるでしょう。逆に、相手の気持ちを考えずに発したちょっとした言葉が相手を深く傷つけることもあります。人権の学習会においても「思いやりが大切だ」とよく言われますが、その思いやりも「空気を読んだ」上での思いやりや心配りでなければなりません。



「差しのべた その勇気こそ 希望の手」

この標語は、今年度、市内の児童・生徒から募集した人権教育啓発作品コンクール標語の部で、最優秀賞に選出された作品(山根七生^{ななみ}さんの作品)です。相手の立場やその場の雰囲気を理解し、困ったり悩んだりしている人にさりげなく声かけられる、支援の手が差しのべられる。そんな優しい人がたくさんいると、街中に笑顔があふれることでしょう。

社会教育課 (☎ 82-1204)

みんなのまちづくり

自治基本条例とまちづくり (その4)

「自治基本条例ができたらしどのようにまちが変わるのか?」といったご質問をよくいただきます。この条例は「自治体の憲法」といわれ、条例の中で「最高法規性」をもつこととなります。そのため、新たな行政計画の策定過程や今後できる条例、これまでの条例もこの条例との理念、手続きなどの面における整合性が求められることとなります。そのことを通して、市役所全体の仕事の手順や取り組む姿勢が変わってくるはずです。また、住民参画による協働意識が高まり、市民に開かれた市民本意のまちづくりが定着することが期待されています。

しかし内容が抽象的、理念的なところもあるため、すぐには目に見えた成果が出にくいという事情もあるようです。しかし、市民の権利が侵害されたときに大きな力を発揮するものと考えられていますし、運用次第では山陽小野田市のまちづくりそのものが大きく変わるものと期待されています。自分たちがつくったまちの憲法だからこそ、自分たちで守り育てることが重要であり、そのため、通常この条例には罰則は設けられていません。

自治基本条例

↑
整合性

その他の条例

秘書行革課 (☎ 82-1135)